平成２３年（フ）第１７８８０号
埼玉県川口市大字峯634―７
破産者　四條　雅美
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９０２号
東京都品川区南品川５丁目16―24
破産者　増田　智大
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１２０号
東京都新宿区新宿１丁目25番11号
破産者　有限会社山田解体工業
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１２６号
東京都中央区築地１丁目12番５号
破産者　株式会社ＡｄＰｌｕｓＯｎｅ
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１２７号
千葉県千葉市花見川区横戸町1464
破産者　鈴木美枝子
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１２９号
千葉県市川市大野町３丁目1629―２―105
破産者　塩沢　康隆
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１３０号
東京都文京区本駒込２丁目27番15号
破産者　社団法人全国交通安全母の会連合会
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１５６号
東京都世田谷区瀬田４丁目29番14号
破産者　株式会社ディーヴァ
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１５７号
東京都世田谷区用賀２丁目19番９―401号
破産者　株式会社マーズ
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１６２号
東京都台東区西浅草２丁目24番１号　ＴＫビル２階
破産者　株式会社ニチリン
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１８３号
東京都渋谷区渋谷２丁目12番６号、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区東３丁目12番22号
破産者　株式会社友美社
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１９１号
東京都八王子市久保山町２丁目23番地の17
破産者　有限会社ファーム共栄
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１９２号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷812―２―502
破産者　南　達志郎
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２３０号
千葉県船橋市新高根２丁目23―３
破産者　川島　　誠
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２４４号
東京都台東区竜泉１丁目20番14号
破産者　有限会社木村塗装工務店
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２４５号
東京都江戸川区篠崎町４丁目15―11　ドルトワール篠崎２―207
破産者　木村　　誠
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２５１号
神奈川県秦野市鶴巻1683番地の６
破産者　有限会社シプロス
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２７０号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目11番３―907号
破産者　有限会社有田エンタープライズ
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２７１号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目11―３―907
破産者　酒井　一巳
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３１８号
東京都千代田区神田富山町18番地
破産者　株式会社アーク造園設計事務所
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３１９号
東京都江戸川区船堀１丁目１―２―506
破産者　岡田　藏司
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４５３号
東京都中央区銀座２丁目13番18号
破産者　株式会社ソキアコーポレーション
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４６８号
東京都八王子市下柚木３丁目３番地３―209
破産者　有限会社ピー・ティー・アンドエム
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部